相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区雪御所町四〇番地、最後の住所神戸市西区神出町宝勢七七四番地の三九　サンビラこうべ　被相続人　亡　藤本貴美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十七日

兵庫県明石市大久保町駅前二丁目五番地の二ウィステリア弐番館三〇二号　相続財産管理人　吉野　利華

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区宇品東二丁目七番、最後の住所広島市南区宇品東二丁目七番七号　被相続人　亡　堀内　淳行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十七日

事務所広島市中区袋町八番一四―七〇三号　相続財産管理人　司法書士　那須野万記子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市郡山岳町一九六五番地一号、最後の住所鹿児島市郡山岳町二〇二五番地　被相続人　亡　崎山　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十七日

事務所広島市中区袋町八番一四―七〇三号　相続財産管理人　司法書士　那須野万記子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市郡山岳町一九六五番地一号、最後の住所鹿児島市郡山岳町二〇二五番地　被相続人　亡　崎山　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十七日

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月十七日

大阪市中央区南船場四丁目一一番二八号　日本グリース株式会社　代表取締役　村井　徹司

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数　株券の番号

田中源株式会社　大阪府大阪市都島区東野田町二―三―五　普通株式一〇五〇株　ほ四六、く四六、と四六、り四六、る七、を三〇〇～三〇三、ほ四五、く四五、と四五、り四五

日本サービスセンター京橋支店内

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 27 年 4 月 17 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社豊久銘木店　②福島県知事(4)2017　③代表取締役　信太留男　④福島県福島市野田町七丁目２番１号　⑤1000万円　⑥福島県知事　⑦福島県福島市野田町七丁目２番１号　有限会社豊久銘木店　代表取締役　信太留男

①株式会社清建社　②東京都知事(5)72154　③代表取締役　土屋裕　④東京都中央区日本橋馬喰町２―１―１　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋馬喰町二丁目１番１号　株式会社清建社　代表取締役　土屋裕

①東急リバブル株式会社　②国土交通大臣(10)2611　③代表取締役　榊真二　④東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿２―３―１　大阪府大阪市北区芝田１―14―８　愛知県名古屋市中区栄４―１―１　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　東急リバブル株式会社　代表取締役　榊真二

①株式会社ゴールド　②岐阜県知事(1)4674　③代表取締役　黒川裕鏡　④岐阜県多治見市太平町４丁目60番地の１　⑤1000万円　⑥岐阜県知事　⑦株式会社ゴールド　岐阜県多治見市太平町４丁目60番地の１　代表取締役　黒川裕鏡